

●香川県告示第86号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名  
綾歌郡綾川町山田下2994番地1  
株式会社富士クリーン  
代表取締役 馬場 一雄
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
綾歌郡綾川町西分字山ノ上2799番1、2799番2、2799番3、2800番、2801番、2806番2、2809番4、2810番5、2817番1、2817番2、乙754番1及び乙754番6
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
ごみ処理施設（焼却施設）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
混合ごみ（県内で発生した廃肉骨粉に限る。）、し尿汚泥及びし渣
- 5 申請年月日  
平成21年2月4日
- 6 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
香川県環境森林部廃棄物対策課  
香川県中讃保健福祉事務所環境管理室  
綾川町住民生活課
  - (2) 縦覧期間  
平成21年2月24日（火曜日）から同年3月23日（月曜日）まで
- 7 意見書の提出期限等  
当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
  - (1) 提出期限  
平成21年4月6日（月曜日）
  - (2) 提出先  
高松市番町4丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課
  - (3) 記載事項  
意見書には、次の事項を記載するものとする。
    - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - イ 一般廃棄物処理施設の変更許可の申請者の名称
    - ウ 意見の内容